

多面的機能支払交付金に係る市町村の支出の変化と  
土地改良区の事務の取組に関する研究

Research on relativity between the disbursement variation in municipalities on multifunctional grant system and approach of Land Improvement District's clerical work

○山下 正\*

YAMASHITA Tadashi

1. はじめに:多面的機能支払交付金は、従来の農地・水保全管理支払交付金を充実し、平成 26 年度から導入されている。同交付金の充実の主な特徴は、予算が大幅に増えたこと、農業者のみで構成される活動組織が対象となったことが挙げられる。しかしながら、同交付金の導入について「市町村の支出はどうなるのか」、「土地改良区が事務に取り組んでいる事例を知りたい」との疑問や要望が示されている。

そのため、多面的機能支払交付金を導入した場合の市町村の支出と、土地改良区が農地・水保全管理支払交付金の事務に取り組んでいる事例について調査研究を行った。ここでは、これらに関する調査研究の方法、結果及び考察について発表する。

2. 多面的機能支払交付金を導入した場合の市町村の支出

(1)方法:平成 24 年度時点で農地・水保全管理支払交付金を導入している全国の市町村のうち、同様の取組に対する助成を同交付金の導入以前に行っていない市町村を除く 549 市町村について、既存のデータを分析し、①助成を同交付金に替えた場合の市町村の支出の変化、②市町村の支出が減少する場合の金額、③市町村の支出が同程度の場合の中長期的な負担の変化、を明らかにするとともに考察を行った。

(2)結果・考察:①助成を農地・水保全管理支払交付金に替えた場合の市町村の支出は図 1 の、②減少額は図 2 の、③同程度の場合の中長期的な負担の変化は図 3 のとおりである。これらのことから、①助成を同交付金に替えた場合の支出が減少した市町村が半分以上を占めること、②減少した金額も相当程度あること、③支出が同程度の市町村の 8 割程度が中長期的に負担は軽減すると考えていることから、助成を同交付金に替えることは、市町村に有利になる可能性が高いと考えられる。

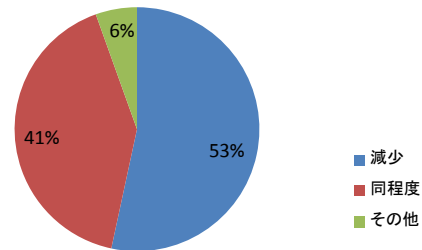


図1 助成を農地水に替えた場合の市町村の支出の変化 (同様の取組に対する助成を以前に行っていない市町村を除く。)

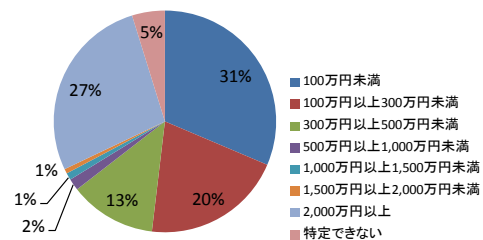


図2 市町村の支出が減少する場合の金額

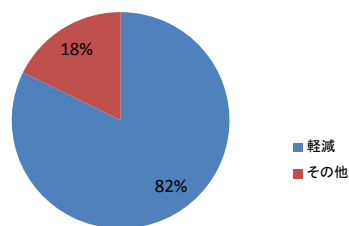


図3 市町村の支出が同程度の場合の中長期的な負担の変化

\* 日本水土総合研究所 Japanese Institute of Irrigation and Drainage  
キーワード:多面的機能支払交付金、市町村の支出、土地改良区の事務の取組

### 3. 土地改良区が農地・水保全管理支払交付金の事務に取り組んでいる事例

(1)方法:総研が平成25年度に調査した56事例のうち、土地改良区が農地・水保全管理支払交付金の事務に取り組んでいる事例について、既存の資料の把握と聞き取り調査を行い、分類整理と考察を行った。

(2)結果・考察:農地・水保全管理支払交付金の事務に取り組んでいるのは、8土地改良区であり、各の土地改良区の取組は、表1のとおりである。土地改良区の取組については、①複数のブロックで個別に行われている活動の事務を一括して受託している事例(Y, M, K)、②活動組織の事務を個別に受託している事例(T, N, G)、③土地改良区の役員が活動組織の会長を兼務している事例(H, G, S)等があり、土地改良区の取組の参考になると考えられる。

表1 農地・水保全管理支払交付金の事務に土地改良区が取組んでいる事例

番号	活動組織名	取組面積 (ha)	土地改良区の取組
1	Y活動組織	1,262	①第1期対策から水系単位の20集落組織が活動してきたが、第2期対策でこれらと土地改良区の代表から組織された管理協定運営委員会が、土地改良区に事務委託を行っている(委託費は交付金の10%程度、内容は主に人件費)。具体的には、それぞれテーマを持って活動している集落組織から運営委員会に提出された簡単な活動報告の整理等を行っている。書類は各集落組織毎にまとめている。 ②規模の小さい5集落組織では、事務が煩雑等の理由により取り組み廃止の恐れがあったが、広域化によってカバーできた。また、広域化により、泥上げ等活動の扶助体制の強化や共通のルールによる取組方法の向上が図られた。 ③交付金の活用により、保全管理の充実が図られ、農業水利施設の維持管理(土地改良区の組合費)の軽減につながった。
2	T活動組織	47	①土地改良区は、活動組織から事務委託を受けている(委託費は交付金の5%程度)。 ②なお、土地改良区管内の他の活動組織からの分も含めると44の事務委託を受けている。書類は各活動組織毎にまとめている。 ③なお、ポンプ場やパイプラインの簡単な補修を農地水で行うことにより、水利組合の負担が減った。
3	N活動組織	235	①事務局である土地改良区が、申請等の書類を作成している。 ②農地の草刈り等は農業者が行っているが、これらの事務は全て土地改良区が行っている。 ③土地改良区は、平成28年度までの要整備施設の整備実施見込みは、80%程度と予想している。また、施設の寿命を20~30年延伸できると考えている。
4	H活動組織	1,830	①組織の会長は、土地改良区の副理事長が務めており、組織の所在地は土地改良区内にある。また、土地改良区は組織の構成員である。 ②会計を土地改良区の事務局長が担当する等、事務を土地改良区が行っている。ただし、事務の受託は行っていない。 ③事務局は、各ブロックから提出された簡単な金銭出納簿等を取りまとめている。書類は各ブロック毎にまとめている。 ④なお、組織独自で雇用した職員も事務に当たっている。 ⑤組織の対象は、H市及びN町に属している。
5	G活動組織	994	①組織の会長は、土地改良区の理事長が兼務しており、組織の所在地は土地改良区内にある。 ②会計を土地改良区の事務局長が担当する等、事務を土地改良区が受託し行っている。 ③組織の対象は、KN市、NH市、T町及びU町に属している。
6	S活動組織	698	①組織の会長は、土地改良区の副理事長が兼務しており、組織の所在地は土地改良区内にある。 ②6区長の意向等を踏まえた向上活動における対象施設の選定等の事務を、土地改良区が行っている。具体的には、資料の作成は委員会から委託された一宮推進協議会が行い、土地改良区は会計のチェック等を行っている。書類は各区毎にまとめている。 ③なお、向上活動支援によって計画的に補修・改修が行えるようになったため、末端の水利施設等の改修・補修に係る土地改良区の負担が軽減した。ただし、土地改良区は事務の受託を行っていない。
7	M活動組織	493	①集落を単位とする10の支部と土地改良区で構成される運営委員会が、全体の活動調整・企画を行い、各支部が自治会長をリーダーに活動を実施しており、事務局を土地改良区に委託している(委託費は交付金の12%程度)。 ②土地改良区は、年1回の広報誌を作成するとともに、集落に配布し参加者の意識を高めている。また、休耕田30aを買い上げ、ビオトープとして整備し、管理を行っている。 ③土地改良区は、集落ごとの節水率に応じて、賦課金の後期納入額から電気量節減額を割り引いている。また、水質保全活動の交付金900円/10aは、節水率に応じて集落に交付している。
8	K活動組織	445	①委員会は、集落(自治会)を基本単位とする17組織の代表で構成され、事務局を土地改良区に委託している(委託費は交付金の6%程度)。また、各組織の代表は、土地改良区理事と集落役員を兼ねている。 ②土地改良区の組合員は800名程であるが、水路使用料を徴収している一般住民も含め、4,000戸に広報誌を配布している。

4. おわりに:以上、多面的機能支払交付金を導入した場合の市町村の支出と、土地改良区が農地・水保全管理支払交付金の事務に取り組んでいる事例について述べた。本研究が今後の多面的機能支払交付金の導入に役立てば幸せである。

参考文献 1) 農林水産省:(平成26年6月),平成26年度多面的機能支払交付金のあらしみ 2) 農林水産省:(平成25年5月),新たな農地・水保全管理支払交付金